

## 平成26・27年度の 後期高齢者医療制度の 保険料を改定しました

### ◆保険料率の改定

75歳以上の方が加入する後期高齢者医療制度の保険料は、「均等割額（被保険者一人当たりの保険料）」と「所得割額（所得に応じた保険料）」を合計した額となっています。この保険料の計算のもととなる保険料率は、制度を運営する埼玉県の後期高齢者医療広域連合が決定し、2年ごとに改定することになっています。被保険者一人当たりの医療費が伸びたことなどにより、平成26・27年度の保険料率を見直し、左表のとおり改定されました。

	平成24・25年度	平成26・27年度
均等割額	41,860円	42,440円
所得割額	8.25%	8.29%
賦課限度額	55万円	57万円

●平成26・27年度の保険料額の計算方法  
保険料額は被保険者ごとに左のとおり計算されます。

### ●年間保険料額の計算方法

均等割額 被保険者一人当たり 42,440円	+	所得割額 前年の総所得金額などから基礎控除(33万円)を控除した金額 × 8.29%	=	年間保険料額 (上限 57万円)
------------------------------	---	--	---	---------------------

◆保険料の軽減制度について  
後期高齢者医療制度では、所得の少ない方の保険料を軽減する次のような措置が設けられています。なお、この軽減については、所得に応じて自動的に適用されず、手続が必要ありません。

### ◆均等割額の軽減

世帯内の被保険者と世帯主の前年の総所得金額等の合計額	軽減割合	軽減後の均等割額
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下の場合(年金以外の所得なし)	9割軽減 4,240円/年
	上記以外の人	8.5割軽減 6,360円/年
33万円+ (24万5千円×世帯の被保険者数) 以下の場合	5割軽減	21,220円/年
33万円+ (45万円×世帯の被保険者数) 以下の場合	2割軽減	33,950円/年

### ◆所得割額の軽減

前年の総所得金額などから基礎控除(33万円)を控除した金額が58万円以下の方、年金収入のみで年金収入が211万円以下の方については、所得割額が5割軽減されます。

### ◆被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する前日において、被用者保険などの被扶養者であった方については、所得割がかからず、均等割額が9割軽減されます。

軽減措置があります



後期高齢者医療保険料  
納付通知書を  
送付します

後期高齢者医療保険料は普通徴収(納付通知書による納付)、または特別徴収(年金からの天引き)で納めていただいています。

普通徴収の納期は年間8回、平成26年度納付通知書は7月中旬に送付します。(納付には、便利で確実な口座振替をご利用ください。)

特別徴収の納期は年6回、4月～8月徴収分(1～3期)までは、前年度の保険料額をもとに徴収する仮徴収となり、7月にあらためて今年度保険料額および徴収方法を決定します。

引き続き特別徴収となる場合には、年間保険料額から仮徴収額を差し引いて10月～2月(4～6期)に本徴収額として徴収します。該当する方には「特別徴収納入通知書」が送付されます。

◆問合せ 役場高齢者支援課  
高齢者福祉担当  
☎296・1210

## 6月23日～29日は男女共同参画週間 男女共同参画パネル展 ～女性を変えた「モノ」たち～



昨年度の展示風景

### ◆会場

役場1階ロビー

### ◆問合せ

役場総務課

☎296・1214

## 合併浄化槽できれいな川を残そう 今なら最大30万円の 補助金がでます

町では、単独処理浄化槽またはくみ取り式便槽から町型合併処理浄化槽(※町が設置・管理する合併処理浄化槽)への転換を促進するため、個人負担となつてくる配管費およびその撤去費に対して補助金を交付しています(新築や家の建て替えに伴う浄化槽の配管費は補助対象外です)。なお、補助金は予算の範囲内で実施するほか、次の条件があります。

### 【配管費補助】

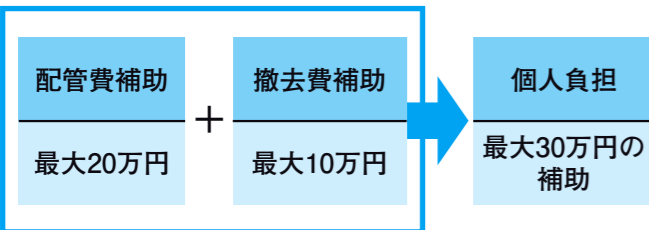
●補助条件として、町型合併処理浄化槽を設置した上で、すべての生活排水が、その合併処理浄化槽に流入するよう

配管することが必要です。  
●20万円を上限に、実際にかかった配管費を補助します。  
●放流ポンプ槽の設置費用および矢板工事費も補助対象です。

### 【撤去費補助】

●10万円を上限に、実際にかかった撤去費を補助します。

◆問合せ 役場生活環境課  
☎296・5894



内閣府は、男女共同参画社会基本法が施行された平成11年6月23日を踏まえて、毎年6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」としています。  
町では、この期間に合わせて「男女共同参画パネル展」を行います。多くの皆さまのご来場をお待ちしています。

### ◆展示期間

6月19日(木)～26日(木)  
午前8時30分～午後5時15分  
※土・日曜日は除く

### 平成26年度「男女共同参画週間」のキャッチフレーズ

## 「家事場のパパヂカラ」

男性と女性が、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには、皆さま一人ひとりの取り組みが必要です。この機会に、家庭や職場または地域で、男女共同参画について考えてみませんか。

**送迎 草津温泉リゾートホテル**  
山の自然を楽しむ! ハイキング、ゴルフ、テニス、溪流釣り  
10名以上のグループに最適! 15名様以上でお酒1本付!  
1泊2食9,300円～(お一人様/入湯税別)

●各種健康保険指定ホテル  
http://www.kusatsu-gpp.com  
〒377-1711 群馬県吾妻郡草津町草津白根464-523  
☎0279 (88) 3960  
E-mail otoiawase@kusatsu-gpp.com  
草津グリーンパークパレス

**送迎 六台の郷 応徳温泉 癒しの宿 日本情緒が息づく くらぎの空間**  
古民家を移築した和の空間/旬の恵みをいただく丹精込めた手料理

●天然温泉・源泉かけ流し100% ●バス送迎できます  
〒377-1704 群馬県吾妻郡中之条町大字小雨21-1  
☎0279 (95) 3850 E-mail otoiawase@hanamame-kuni.com  
☎0279 (95) 3650  
http://www.hanamame-kuni.com  
群馬県六台の郷 応徳温泉 お宿 花まめ

年に1回「健診」を  
**「特定健診」「いきいき長寿健診」(個別健診)・特定保健指導が始まります**

「特定健診・特定保健指導」は、平成20年4月から始まった健診制度です。医療費が増大する大きな要因として、食生活や運動不足に起因する「糖尿病」「高血圧症」「脂質異常症」「肥満症」などの生活習慣病の増加があげられています。

食べ過ぎや運動不足といった不健康な生活習慣は、やがては糖尿病などの生活習慣病を招き、生活習慣が改善されないまま重症化すると、心臓病や脳卒中などを発症する危険性が高まります。この生活習慣病の発症リスクを高めるものとして、内臓脂肪の蓄積(内臓脂肪型肥満)メタボリックシンドローム)があげられます。

特定健診では、この生活習慣病の前触れとなるメタボリックシンドロームの予防に重点をおいた検査を行います。その結果、生活習慣の改善が必要とされた方には、専

門スタッフによる特定保健指導を行います。

健診はご自身の健康状態を知るチャンスです。まずは健診を受診して、健診結果を今後の生活に生かしましょう。

**■問合せ・申込**  
**【特定健診】** 町民課 保険年金担当 ☎296・5891  
**【いきいき長寿健診】**  
 (問合せ) 高齢者支援課 高齢者福祉担当 ☎296・1210  
 (申込) 町保健センター ☎296・2530

町内の特定健診・いきいき長寿健診受託医療機関

医療機関名	電話番号
鳩山第一クリニック	296-6800
福島内科	298-0600
麻見江ホスピタル	296-1155
鳩山今宿クリニック	296-6260

健診内容

- 問診 (受診票及び健康調査票による)
  - 身体計測 (身長、体重、BMI、腹囲)  
※いきいき長寿健診は腹囲なし
  - 診察
  - 血圧測定
  - 血液検査
    - 肝機能検査 (GOT・GPT・γ-GTP)
    - 脂質検査 (LDLコレステロール・HDLコレステロール・中性脂肪)
    - 糖尿病検査 (空腹時血糖・HbA1c)
    - 腎機能検査 (尿酸・血清クレアチニン)
  - 尿検査
  - 心電図検査 (安静時標準12誘導) (※)
  - 眼底検査 (無散瞳カメラ法による撮影及び読影) (※)
  - 貧血検査 (赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット値) (※)
- (※) 特定健診を受診する場合の医師の判断による追加項目  
 (注) いきいき長寿健診を受診する場合は、上記町内4医療機関で受診すると、心電図、貧血検査が追加となります。

健診結果・特定保健指導

健診結果を後日、受診者に郵送します。また、結果によりメタボリックシンドロームのリスクがあり、生活習慣の改善が必要とされた方(国民健康保険加入者)については、特定保健指導の案内を送付させていただきます。

特定保健指導では、6か月間専門スタッフが皆さんの生活習慣改善に向けてサポートします。

対象者

- 【特定健診】**
- ・鳩山町国民健康保険加入者
  - ・40歳以上から75歳未満の方(受診日当日)
  - ※全国健康保険協会加入者は23番参照
- 【いきいき長寿健診】**
- ・鳩山町後期高齢者医療保険加入者
  - ・75歳以上の方(受診日当日)
- いずれもお申込をいただいた方へ「受診券」と「受託医療機関一覧」を郵送します。下記実施期間内に「受診券」と「保険者証」を持参し、受託医療機関で受診ください。
- なお、医療機関によっては予約が必要になる場合もありますので、事前に医療機関へお問い合わせください。

実施期間

6月1日～11月30日  
 ※この期間に受診できるよう申込み及び医療機関への予約をお願いします。実施期間内であれば随時申し込みを受け付けます。  
 ※人間ドックとの併用はできません。

実施場所

町が指定する医療機関(比企郡市内)

自己負担額

- 【特定健診】 1,500円
- 【いきいき長寿健診】 800円

こころの健康づくり講演会  
**“生きながら生まれ変わる”**

講師 **米良美一氏(歌手)**



映画『もののけ姫』の主題歌で知られる世界的カウntaxターテナー、米良美一氏。その類まれな美声と音楽性で欧米でも高く評価されています。また、テレビ、ラジオにも多数出演し、親しみやすい人柄と個性豊かな語り口は、世代を超えて人気を集めています。

しかし、米良氏が生まれながらに天から授かったものは、美しい声だけではなく、医療の専門家でさえ投げ出しかねないと思われるほど深刻な状態の身体でした。

「からだも、こころも、どこころの健康づくり講演会」

「生きながら生まれ変わる」という時を経て、生きる力を開花させ、いきいきと活躍される米良氏に、ご自身の思いやご家族の支えなど、これまでの軌跡をお話しいただきます。多くの皆さまのご参加をお待ちしています。

※この講演会は、埼玉県自殺対策緊急強化基金事業費補助金を活用して開催します。

**■日時** 7月19日(土) 午後1時30分～3時

**■会場** 町文化会館 ホール

**■定員** 460人(要予約。全席自由) ※定員になり次第予約終了

**■費用** 無料

**■その他** 託児あり(申込順で未就学児20人まで)。手話通訳あり。

**主催** 鳩山町(鳩山町自殺

対策庁内連絡会)

**■後援** 町教育委員会

**■申込** 6月9日(月) から電話・FAX・町保健センター窓口・電子申請(※)で受け付けます。FAXの場合は、氏名・連絡先を明記してください。整理券は出しません。

**■申込先・問合せ** 町保健センター ☎296・2530 (土日を除く午前8時30分～午後5時15分) FAX296・2832

6月1日～7日は第56回「水道週間」  
 ～平成26年度 水道週間スローガン～  
**おいしいな だいじなお水 ごとくごくり**

水道週間とは、普段なにげなく使っている水道について、私たち一人ひとりが理解と関心を高め、公衆衛生の向上と、生活環境の改善をはかるための週間です。6月上旬という水道をひんぱんに使いはじめる時期に、上記のことをみんなで考えようということで、昭和34年から定められました。

水は私たち人間や全ての生物が生きていくうえで欠かすことのできない貴重な資源です。この機会に、水道を使用している皆さんで改めて水道の重要性を認識し、節水や水の大切さなどを考えてみてはいかがでしょうか。

**問合せ**：役場水道課 ☎296-1228

ニュータウンふくしプラザ  
**第2回七夕&オープンカフェ**  
 15000人の夢のかけ橋



オープンカフェで談笑する方々(昨年度)

ふくしプラザをより多くの方に利用していただき、町内住民の皆さんの交流が深められるよう、「第2回七夕&オープンカフェ」を開催します。子どもから高齢者まで楽しめる企画を考えています。ぜひお気軽にお越しください。

また、6月2日(月)から、ふくしプラザで七夕飾り作りを始めます。皆さんの夢を短冊に託し、一緒に飾りを作ります。ぜひご参加ください。

**■日時** 7月5日(土)・6日(日) 午前10時～午後5時 (オープンカフェは午後3時まで)

**■場所** ニュータウンふくしプラザ前広場

**■主催** 町健康福祉課・町社会福祉協議会

**■運営** ふくしプラザイベント実行委員会

**■問合せ** ニュータウンふくしプラザ ☎290・5469 (祝日休み)



※町ホームページのトップ画面にある「便利ガイド」内「電子申請・届出サービス」ページにて「鳩山町」を選択してください。原則24時間手続きできます。利用に際し、ID登録の手続きは必要ありません。